

# ベトナムの豚肉フードシステム (2)

## — 家畜衛生システムと法制度 —

細野 ひろみ\*・耕野 拓一\*・伊藤 繁\*

### I. はじめに

1980年代後半からの市場経済化とそれに伴う所得の増加を背景に、1990年代以降、ベトナムの畜産部門は著しい発展を続けている。農家レベルでは、家畜の飼養頭数も増加傾向をみせており、主要な家畜である豚のケースでは、数十頭から数百頭に及ぶ大規模経営を行う農家もみられるようになった。品種も生産性の高い外来種や、在来種とかけ合わせた交雑種の導入が進み、生産性を向上させる取組みが行われている。流通・加工段階においても、家畜の取引の自由化に伴い小規模な仲買業者や農家の軒先で屠畜を行う屠畜業者が増加し、家畜の長距離輸送を行う卸売業者もみられるようになった。

1990年代、経済活動の自由化による畜産部門の急速な発展の一方で、その活動を取り締まる制度やシステムの拡充は遅れていた。生産段階における新品種の導入や多頭化は、家畜疾病や環境問題を悪化させ、検査や許可を伴わない家畜の移動や屠畜は、疾病蔓延の温床となった。このような中、ベトナムでは1990年代に家畜衛生に関する制度の整備が進められた。本稿では、ベトナムの家畜衛生に関する行政組織と家畜衛生局 (Department of Animal Health : 以下、DAH) の役割、1990年代以降徐々に拡充された家畜衛生制度の概要について述べる。

### II. ベトナムの家畜衛生行政組織とその役割

#### 1. 国レベルの家畜衛生行政組織とその役割

第1図は、ベトナムの家畜衛生に関する行政組織を示したものである。家畜衛生行政は、MARD (Ministry of Agriculture and Rural Development : 農業農村開発省) の下部組織であ

るDAHを中心に行なわれている。1996年5月28日発令の「MARD直轄獣医局の機能と責務に係る首相決定 (No.348/TTg)」および、同年6月24日公布の「獣医局の機能・権力・組織に係るMARD大臣決定 (No : 875/NN - TCCB)」の規定によれば、DAHの機能として、獣医業務に関する法制度や計画の策定及び実施、家畜疾病の診断及び流行の発見、動物及び畜産物の検査、屠畜段階における動物及び屠畜場の衛生検査実施、動物医薬品及び遺伝資源の検査や管理、新しい科学技術の適用、獣医業務に関する資金調達、国際プロジェクトの計画や参加、省家畜衛生局 (Sub Department of Animal Health : 以下、SDAH) の管理などが挙げられている。また、2004年に発令された獣医法 (Veterinary Ordinance : 以下、2004年獣医法) には、動物の疾病の予防や流行防止、動物の移動に関する検査や屠畜段階での衛生検査、動物医薬品等検査・管理に関する責任がより明確に記載されている<sup>注1)</sup>。

MARDの管理下にあるその他の家畜衛生関連組織として、国レベルでは、DAHとは独立した研究機関である、NIVR (National Institute of Veterinary Research : 獣医学研究所) において、主に診断法の開発や獣医学的な研究が行なわれている。同じく独立した研究機関である、NIAH (National Institute of Animal Husbandry : 畜産研究所) は、主に品種改良や飼養管理技術に関する研究を行う組織である。なお、動物医薬品も国営企業によって製造または輸入管理がされている。

注1) 1993年に初めて獣医サービスに関する規則を定めた条例 (Ordinance on Veterinary Services : 以下、獣医サービス法) は発効され、同年発効のガイドラインにも①疾病の予防とコントロール、②動物及び畜産物の検査・屠畜コントロール、③動物医薬品の管理等に関するDAHの役割が規定されている。しかし、DAHの責務を明確に記載したのは、1996年のMARD大臣決定 (No : 875/NN - TCCB) においてである。

\* 帯広畜産大学 (Hiromi Hosono, Hiroichi Kono, Shigeru Ito)

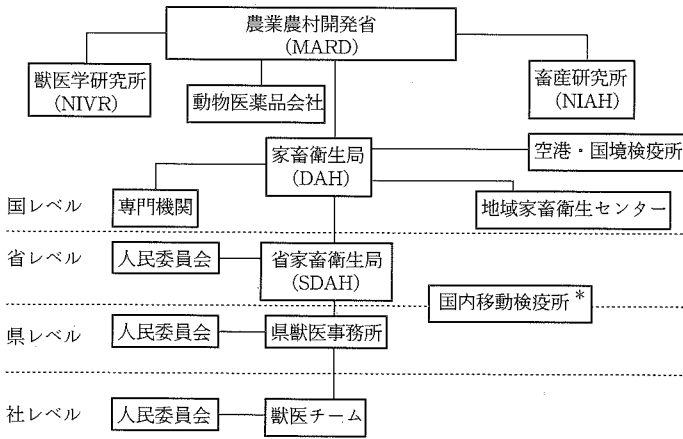


図1 家畜衛生に関する行政組織

資料: DAH

註\*: 隣接国との間の国境検疫業務も DAH の承諾を得て SDAH が行う。

び畜産物の移動制限の実施, 屠畜される動物や畜産物の衛生検査の実施, ワクチン等動物医薬品の管理及び利用計画の策定, ワクチン証明書・検疫証明書・獣医業務遂行に関する証明書等の発行及び報告, 法制度や家畜衛生に関する知識の普及・教育の計画及び実施など, 11項目があげられている。家畜衛生に関する計画や戦略の策定は, 省人民委員会 (Peoples Committee) や関連業界の代表と協同して行なわれ, 業務に関する報告は, 人民委員会および DAH に対してなされる。

DAH が直接管理する国レベルの機関には, ハノイの中央獣医診断センター (The Central Veterinary Diagnosis Center), ハノイとホーチミンに動物医薬品検査センター (The Central Veterinary Drug Testing Center 1 and 2) と獣医衛生検査センター (The Central Veterinary Hygiene Control Center 1 and 2), 空港や中国・ラオス・カンボジアとの国境に設置された検疫所, RAHC (Regional Animal Health Center: 以下, RAHC) がある。RAHC は, ハノイ, ハイフォン, ヴィン (ゲアン省), ダナン, ホーチミンおよびカントーの各市にあり, 主に担当地域における家畜疾病の診断や輸出向けの衛生検査・検疫業務を行い, 家畜衛生計画や法制度の作成にもかかわる機関である。

2. 地域の家畜衛生行政組織とその役割

2006年7月現在, ベトナムは64省と5中央直属市 (ハノイ・ハイフォン・ダナン・ホーチミン・カントー) から成るが, その各省市にはそれぞれ省家畜衛生局 (Sub-Department of Animal Health: 以下, SDAH) が置かれており, 地域の家畜衛生行政を統括している。地域の獣医行政については, 1993年12月発令の「SDAHの機能, 責任, 権力及び組織と現場の家畜衛生サービスシステムに関する MARD 決定 (No.694 NN - TY/QD)」に基づき規則が策定された。これによると, SDAH の責務は, 管轄域内の疾病状況の把握と疾病根絶に向けた戦略の策定及び実施とその報告, 動物及

SDAH の計画に則って疾病診断やワクチネーション, 検疫業務, 動物医薬品管理などの業務を遂行するのは, 県獣医事務所 (Veterinary Station) である。各省は, 省直属市および複数の県からなり, 省直属市と各県には県獣医事務所が配置されている。県は複数の社 (Commune), 社は複数の村により構成され, 社に配置された獣医チーム (Veterinarian Team) およびチームメンバーである獣医により担当地域 (村) の畜産衛生業務は行われる。

また, SDAH の直属組織として, 家畜の国内移動を管理する検疫所 (Quarantine Station for Animal Movement: 以下, 国内移動検疫所) および省境検疫所 (Frontier Animal Quarantine Station) がある。国内移動検疫所は, 各県の獣医事務所に近接して設置されており, 県外へ移動する動物に対して検疫証明書を発行する。省境検疫所は幹線道路脇に位置し, 長距離輸送される動物に対して検疫証明書の所有状況が確認されることになっている。また, DAH の承認を得て省に隣接する国との国境検疫業務も行う。とはいえ, 検疫証明書の発行や省境検疫所でのチェック率は 100% とはいえず, 地域間格差が確認されている<sup>注2)</sup>。

注2) 2005年に実施したハノイとフェエのほぼ中間に位置するゲアン省ジンチャオ県獣医事務所でのヒアリングによれば, 北部の検疫体制は甘く, 移動許可証の発行も南部に比べて少ないとのことである。なお, ゲアン省は豚の飼養頭数がタインホア省に次いで多く, 域外への肉豚の移出も多い。

### Ⅲ. ベトナムの家畜衛生関連制度

#### 1. 獣医サービス法の制定

1986年のドイモイ政策以前は、農家は決められた頭数の家畜を合作社へ提供し、屠畜・供給も合作社により管理・運営されていた。しかし、合作社の解散に伴い、屠畜場の労働者は個人で屠畜業務を開始し、家畜の取引も自主的に行われるようになる。肉豚生産地域の家畜商は、より高価格での販売が見込まれる都市部に販売先を求めようになり、家畜の移動範囲も急速に拡大した。一方、検疫業務や獣医師による検査には金銭的、時間的費用がかかるため、家畜の移動や屠畜を管理・監督するシステムや、違反行為を抑止するに十分な罰則を伴う法制度が機能していなければ、検疫や検査を受けない家畜の移動や屠畜、販売は増加する。未検査の家畜が広い地域にわたって輸送されることは、病原体もまた同時に輸送されることを意味する。また、早朝に民家や路上で行われる屠畜業務は、騒音や水質汚染といった環境問題も引き起こした。

このような状況の中、ベトナムでは、国家管理の強化、家畜疾病の予防及び蔓延の防止、高品質な家畜及び畜産物の供給、国民の健康維持及び環境の保護を目的に、1993年に獣医サービス法、同11月に獣医サービス法施行ガイドラインが発効された。獣医サービス法は、第1章「一般規定」、第2章「家畜疾病の予防及びコントロール」、第3章「動物検疫及び屠畜コントロール」、第4章「動物医薬品」、第5章「獣医サービスの国家管理」、第6章「賞罰」、第7章「最終規定」の合計7章49条より構成される。このうち、第2章から第4章に相当する部分と違反行為の罰則について、より具体的に示したガイドラインが、同年11月に発効されている。以下、ガイドラインの内容について簡単に述べる。

ガイドラインの「家畜疾病の予防とコントロールに関する規則」は、全5章35条からなる。第1章は「一般規定」で、第2章「家畜疾病予防」では、

飼料や家畜の飲料水の基準、ワクチネーションなど農場段階の衛生管理から、輸送に関する規則や、屠畜・加工段階に至る衛生規則が記されている。第3章「家畜疾病コントロール」では、疾病が疑われる際に、所有者や家畜衛生当局(DAH等)が行う処置や届出に関する責務について規定されている。第4章は「疾病予防及びコントロールに関する国家管理」であり、MARD・DAHやSDAH・人民委員会の任務を規定している。第5章は「実施条項」である。

同「動物及び畜産物の検疫・屠畜コントロール・獣医衛生検査に関する規則」は、全6章48条からなり、第1章「一般規定」には適用範囲等、第2章「動物及び畜産物の検疫」には、国内輸送及び輸出入に関する規定が27条にわたって記されている。これによれば、国内輸送の場合には、輸送先が省内である場合には県獣医事務所、省をまたがる場合にはSDAHに申告し、検疫料を支払って、検疫証明書を付帯する必要がある。一方、輸出向けには、RAHCまたはDAH直轄の国境検疫所に申告し、検疫証明書の発行を受ける<sup>注3)</sup>。そして、輸入の場合には、DAHの許可を得た後、RAHCまたは国境検疫所において検疫を受けなくてはならないとされている。第3章「屠畜コントロールと動物由来食品の獣医衛生検査」では、国内消費向けの屠畜は、地域の獣医サービス当局(県獣医事務所)の承認後、人民委員会の許可を得た屠畜場で行い、県獣医事務所が衛生検査を実施すること、輸出向けの屠畜は、DAH(またはSDAH)の承認後、省または中央直轄市の人民委員会が許可した屠畜場で屠畜を行い、RAHCが衛生検査を担当することが規定されている<sup>注4)</sup>。そして、屠畜場で獣医師あるいは技術者の衛生検査を受けた肉および畜産物には、衛生基準に応じたシールまたは衛生証明書の発行が規定されている。その他、加工畜産物やその輸送・販売時の衛生検査、関連業務に従事する者の健康についても規定されている。第4章は、「検疫・屠畜コントロール・獣医衛生検査に関する国家管理」で、各組織の責務を規定し、第

注3) 後述のように、本規則発令当時は、「診断・動物検疫センター」であるが、規則(英語版)ではすでにRAHCの表記となっているため、RAHCとした。

注4) いずれの場合も、検疫証明書の付帯が義務付けられている。なお、僻地で販売目的としない場合には、許可屠畜場での屠畜は義務付けられておらず、地域の獣医サービスによる検査を受ける旨が規定されている。

表1 畜産衛生関連法の整備状況(抜粋)

|          |                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1993年2月  | 獣医サービス法                                                                                  |
| 1993年11月 | 獣医サービス法施行ガイドライン<br>①動物の疾病及び予防に関する規則<br>②検疫・屠畜・食肉衛生検査規則<br>③動物医薬品に関する規則<br>④違反行為の罰則に関する規則 |
| 1993年12月 | SDAHの機能・責任・権力及び組織と現場の動物衛生サービスシステムに関する制度                                                  |
| 1994年1月  | 獣医専門検査組織の設立及び運営に関する規則                                                                    |
| 1994年3月  | 動物医薬品の製造・販売・品質管理等に関する規則                                                                  |
| 1994年4月  | 検疫・屠畜コントロール及び獣医衛生検査の方法に関する規則                                                             |
| 1994年12月 | ハノイ・ハイフォン・ヴィン・ダナン・ホーチミン・カントーに地域獣医センターを設立する決定                                             |
| 1995年2月  | 動物屠畜場及び屠畜ポイントの獣医衛生に関する規則                                                                 |
| 1995年9月  | 屠畜場の獣医衛生に関する規則                                                                           |
| 1995年11月 | 動物医薬品の表示に関する規則                                                                           |
| 1996年5月  | DAHの機能と権力及び組織に関する MARD大臣決定                                                               |
| 1996年7月  | 動物の強制ワクチネーションに関する MARD大臣決定                                                               |
| 1996年7月  | 強制ワクチンを行なう疾病及び動物・届出疾病・定期検査動物・死亡動物及び動物の処理・強制殺処分リスト                                        |
| 1998年12月 | 動物医薬品の製造・販売企業の獣医衛生要求に関する規則                                                               |
| 1999年4月  | 畜産物の製造・販売企業の獣医衛生検査要求に関する規則                                                               |
| 2002年2月  | 抗生物質及び化学物質の利用コントロール強化                                                                    |
| 2002年7月  | 動物疾病フリーゾーン及びユニットに関する規則                                                                   |
| 2002年10月 | 動物疾病フリーゾーン及びユニットに関する規則施行ガイドライン                                                           |
| 2004年4月  | 獣医法                                                                                      |

5章は、違反行為の防止策として査察に関する事項が記されている。第6章は「実施条項」である。

「動物医薬品の管理に関する規則」は、第1章が「一般規定」、第2章は、製造業者及び製品の登録と製造に関する規定を示した「動物医薬品の製造」、第3章は、「動物医薬品の取引」のための登録と取引に関する義務規約、第4章は、原料の輸出入に関する手続き・登録と取引条件に関する規定、第5章は、「動物医薬品の利用」に関する規定、第6章は微生物の管理に関する規定、第7章は、国家予算に関する規定、第8章はMARD、人民委員会、DAH等の責務に関する規定、第9章は、検査及び査察に関する規定、第10章は実施条項である。

## 2. 家畜衛生関連制度の整備

ベトナムでは、1993年の獣医サービス法制定以降、関連制度の拡充が進められている(表1)。それらは、①組織に関するもの、②家畜(畜産物)衛生に関するもの、③検疫や屠畜コントロールに関するもの、④動物医薬品に関するものに分類されるが、以下では①～③の整備状況について述べる。

組織については、獣医サービス法制定と同じ1993年12月に、前述の「SDAHの機能・責任・権

力・組織及び現場での家畜衛生サービスシステムに関するMARD決定(694NN-TY/QD)」によりSDAHの権利と責任が明確にされた<sup>注5)</sup>。翌1994年には、「獣医専門検査組織の設立及び運営に関する規則(No.36NN-TYQD)」により、中央(DAH)及び省(SDAH)の各レベルに獣医専門検査を行う組織(Veterinary Professional Inspection)が設置され、家畜衛生・検疫・屠畜コントロール及び動物医薬品等、獣医衛生に関する活動の法制度との整合性をチェックし、違反行為の取締りが行われることとなった。また同年に、RAHCを設置する決定(No.1600-1605NN-TCCB/QD)の発令により、ハノイ・ハイフォン・ヴィン・ダナン・ホーチミン・カントーの各市にあった「診断・動物検疫センター」は、「RAHC」へと変更され、責務と組織、管轄地域が明確に規定された。そして、1995年の「MARDの機能・義務・権力及び組織に関する法令(73/CP)」、「DAHの機能及び義務に関する首相決定(348/TTg)」を受け、「DAHの機能・権力および組織に関するMARD決定(No.875NN-TCCB)」が発令され、家畜衛生行政に関する各組織の役割が規定された。

注5) これにより、獣医サービス法およびガイドラインでは明示されていなかった、家畜衛生や、関連制度や政策に関する教育・啓蒙活動について明記された。

次に、家畜衛生に関する法制度の整備状況を見ていく。人での狂犬病の増加を背景に、1996年2月に、「狂犬病予防及びコントロール強化のための首相命令（No.92/TTg）」がMARD、保健省および財務省に対して出され、2000年を目標とするワクチン接種を中心とした狂犬病コントロールの計画を提出するよう要求された。7月には、「家畜疾病・強制ワクチン接種対象動物・届出疾病・定期検査動物・死亡動物及び感染動物の処理・強制殺処分」のリスト（No.1242NN-TY/QD）」および「動物の強制ワクチネーションに関するMARD大臣決定（No.1243NN-TY/QD）」の発令により、家畜や家禽の疾病コントロールが強化されることになった。また、同年末には、酪農・乳業の発展を受け、「国内消費向け牛乳の衛生検査における緊急対処に関する首相命令（No.619/TTg）」により、MARD（DAH）では定期的な乳牛の疾病検査を行うこと、酪農・乳業段階の衛生検査及び監督をすることが要求された。1999年には、「畜産物の製造・販売企業の獣医衛生検査要求に関するMARD大臣決定（No.67/1999QD-BNN-TY）」のもと同規則が発令され、畜産物加工・流通段階の施設や設備、衛生検査について規定された。本規則は違反行為に対する規定も含む。そして、2002年には、「家畜疾病フリーゾーン・ユニットに関するMARD決定（62/2002/QD/BNN）」による規則が制定され、現在、各地では、これへの採用に向けた取組みが県レベル（コミュニケーション単位）で進められている<sup>注6)</sup>。

家畜疾病の伝播や蔓延を防止し、管理・監視するうえで要となる、検疫や屠畜コントロールに関する規則は、獣医サービス法制定の翌1994年から多く発令されている。まず、1994年に「検疫・屠畜コントロールおよび獣医衛生検査の方法に関するMARD大臣決定（No.389NN-TY/QD）」のもと発行された同規則により、①動物及び畜産物の国内移動・輸出入や動物医薬品貿易等の検疫手順、②屠畜場や畜産物市場開設の申請・登録に至る手順、屠畜場や市場での検査等が規定された。そして、同年発行された4規則（606 - 609NN-

TY/QD）によって、①検疫・屠畜コントロール・獣医衛生検査業務従事者の制服等、②検疫対象動物・疾病・有毒物質のリスト、③屠畜コントロール済み枝肉へのスタンプや畜産物のシール、④検疫書類の書式等に関する細則が規定された。翌1995年の、「動物の屠畜及び動物由来食品の獣医衛生検査強化に関する首相命令（No.403/TTg）」発令と、「屠畜場の獣医衛生に関する規則（No.99NN-TY/QD）」制定を受けて以後、屠畜場の建設が各地で始まる。しかし、屠畜場建設には費用がかかること、屠畜場での屠畜は、移動の手間、屠畜場使用料や獣医検査料がかかるため、屠畜業者の理解が必要であることなどから、屠畜場の建設や屠畜業務の集中化には地域間格差がある<sup>注7)</sup>。検疫や屠畜業務に関する一連の制度が整った後も、1995年の「国境検疫所及び国内チェックポイントでの業務改善に関する首相命令（No.704/TTg）」や1997年の、「豚・水牛・牛の屠畜・販売・移動条件に関する回覧（No.05NB/TT）」によって、屠畜や輸送段階における衛生管理に関する注意が喚起されている。

### 3. 2004年獣医法

以上のような、1990年代以降の家畜衛生に関する規則の拡充を踏まえ、2004年4月に国会常任委員会第11セッションで承認された。本法は、ベトナム領土内で獣医サービス関連行為に従事する国内外の組織および個人を対象とし、①疾病の予防・コントロール、②検疫、③屠畜コントロールと獣医衛生検査、④動物医薬品関係について規定するもので、適用範囲については、1993年の獣医サービス法と同等であるが、水生動物や水陸両性動物が適用対象となり、漁業省（Ministry of Fisheries）の責任についても触れられている<sup>注8)</sup>。全7章52条からなる本文は、第1章で用語の定義、獣医サービスの原則、政府の責任及び各組織が定める獣医衛生基準の項目及び禁止事項が記されている。第2章が家畜疾病の予防・処置・及び流行コントロール、第3章が、動物及び動物由来製品の検疫・屠畜コントロール・獣医衛生検査、第4章が動物医薬品等の管理、第5章が獣医学的行為の

注6) 本規則と地域レベルでの取組みについては、本シリーズの別稿で述べる。

注7) 屠畜場関連法と90年代後半以降の屠畜場整備については、本シリーズの別稿で述べる。

注8) この背景には、VACシステムなど、家畜と魚類を共に飼養する経営システムの普及が考えられる。

範囲と施行者の条件等, 第6章が監視制度, 第7章が実施条項である<sup>注9)</sup>。以下では, 本シリーズと関係の深い, 第2章と第3章について, 獣医サービス法との相違点を中心にみていく。

獣医サービス法と比較して新たに追加された主な点は, 家畜疾病の予防や疾病蔓延の防止・管理に関しては, 家畜疾病の発生状況の把握(サーベイランスの実施)や動物由来製品等の獣医衛生検査の実施が明記されたこと, 水生動物等の飼養条件が示されたこと, 疾病フリーゾーンやユニットの設置に関する事項が加わったことである。また, 生産段階では, 大規模畜産経営が始まりつつある実態を踏まえ, 家畜の飲用水や飼料などに加え, 畜舎の立地や消毒等についても言及されている。

第3章は, 第1部が検疫, 第2部が屠畜コントロール, 第3部が獣医衛生検査の3部構成となっている。検疫については, 第23条に原則, 第24条に検疫作業の内容, 第25条に各組織の責任, 第27条～第30条が輸出入等機会別の検疫について記

注9) 法の構成では, 章ごとに各組織あるいは個人の責任が整理された点が獣医サービス法と異なる。

注10) 2004年以降に数度にわたり実施した屠畜場での調査では, 豚コレラのワクチン証明書の確認が行われていた。詳しくは屠畜場に関する別稿で述べるが, 確認は完全ではない。

されており, 獣医サービス法では11条に渡って記されていた内容が整理された。屠畜コントロールについては, 獣医サービス法では, 屠畜場での屠畜は「販売・加工用」とされていたものが撤回され, 屠畜前に感染症に罹患していないことを示す検疫証明書の確認をすることとされた<sup>注10)</sup>。また, 屠畜場施設の立地や衛生状況に関する項目が加わった。獣医衛生検査は, 家畜の飲用水や排泄物と, 家畜の飼養段階から加工段階に至る過程で関係する施設や設備に関する衛生検査を指す。獣医サービス法では第34条に簡単に触れられるに留まっていたが, 2004年獣医法では原則・内容・各組織の責任について3条にわたって規定された。

以上のように, ベトナムでは90年代以降家畜衛生に関する法制度の整備が進められてきた。しかし, 法を守る側, それを取り締まる側ともに予算や人的資源の制約もあり, 実態が規則に追いついていないのが現状である。次回以降では, 養豚農家, 肉豚流通, 屠畜場, 小売の各段階について, 2004年以降に実施した調査結果をもとに報告する。

#### 参考文献

- 1) 白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店, 2000。
- 2) DAH ホームページ .<http://www.mard.gov.vn/DAH/>